

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年3月8日

【会社名】 株式会社ジェイグループホールディングス

【英訳名】 j -Group Holdings Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 新田 二郎

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄三丁目4番28号

【電話番号】 (052)243 - 0026(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 林 芳郎

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区栄三丁目4番28号

【電話番号】 (052)243 - 0026(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 林 芳郎

【縦覧に供する場所】 株式会社ジェイグループホールディングス東京支店
(東京都豊島区南池袋一丁目23番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2022年1月11日開催の当社取締役会において、2022年2月24日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）にて第三者割当の方法によるB種種類株式の発行に係る議案の承認が得られること、本株主総会並びに普通株主様及びA種種類株主様による各種類株主総会（以下、本株主総会と併せて「本株主総会等」といいます。）にてB種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）に係る議案の承認が得られること、及び本株主総会にて資本金及び資本準備金の額を減少しその他資本剰余金へ振り替えること等に係る議案の承認が得られることなどを条件として、DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法によりB種種類株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といい、本第三者割当増資により発行されるB種種類株式を以下「本種類株式」といいます。）を決議し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、2022年1月11日付で臨時報告書を提出しておりますが、本株主総会等において各議案の承認が得られましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

(4) 発行価格の総額及び資本組入額の総額

(14) 第三者割当の場合の特記事項

8. 発行条件に関する事項

(15) その他

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(4) 発行価格の総額及び資本組入額の総額

(訂正前)

発行価格（払込金額）の総額 1,000,000,000円

資本組入額の総額 500,000,000円

資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本の額であり、増加する資本準備金の額は、500,000,000円であり
ます。

なお、当社は、本株主総会において、本第三者割当増資の効力が生じることを条件とし、2022年2月28日を効力発
生日として、資本金の額を500,000,000円、資本準備金の額を500,000,000円減少させることを予定しております。

(訂正後)

発行価格（払込金額）の総額 1,000,000,000円

資本組入額の総額 500,000,000円

資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本の額であり、増加する資本準備金の額は、500,000,000円であり
ます。

なお、当社は、本株主総会において、本第三者割当増資の効力が生じることを条件とし、2022年2月28日を効力発
生日として、資本金の額を500,000,000円、資本準備金の額を500,000,000円減少させることとしておりましたが、
本株主総会においてかかる承認を得ております。

7. 発行条件に関する事項

払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

<前略>

当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルートス・コンサルティングによる本算定書における上記算定結果や本種類株式の発行条件は当社のおかれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、本種類株式の発行は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、本種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本種類株式を発行することといたしました。

(訂正後)

<前略>

当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルートス・コンサルティングによる本算定書における上記算定結果や本種類株式の発行条件は当社のおかれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、本種類株式の発行は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、本種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本種類株式を発行することとしておりましたが、本株主総会においてかかる承認を得ております。

(15) その他

(訂正前)

<前略>

2. 本種類株式の発行は、() 本株主総会において第三者割当の方法によるB種類株式の発行に係る議案の承認が得られること、及び() 本株主総会等において本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としております。

(訂正後)

<前略>

2. 本種類株式の発行は、() 本株主総会において第三者割当の方法によるB種類株式の発行に係る議案の承認が得られること、及び() 本株主総会等において本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としておりましたが、本株主総会においてかかる承認を得ております。

以上

